

特定都市河川の指定に向けて

令和 6 年 2 月 2 8 日

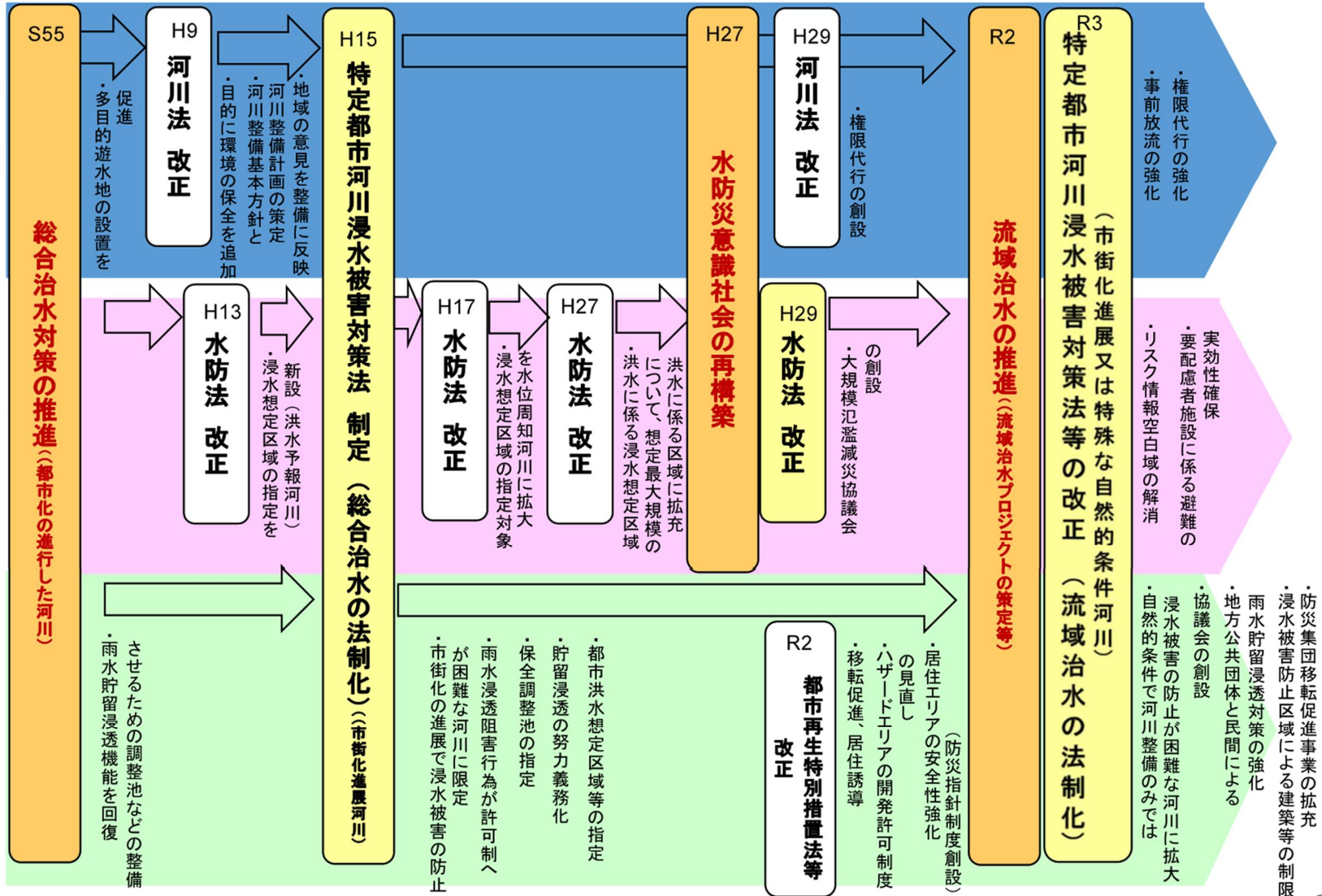
令和 5 年度 第 2 回狩野川流域治水協議会

総合治水から、水防災意識社会、さらに流域治水へ

河川等

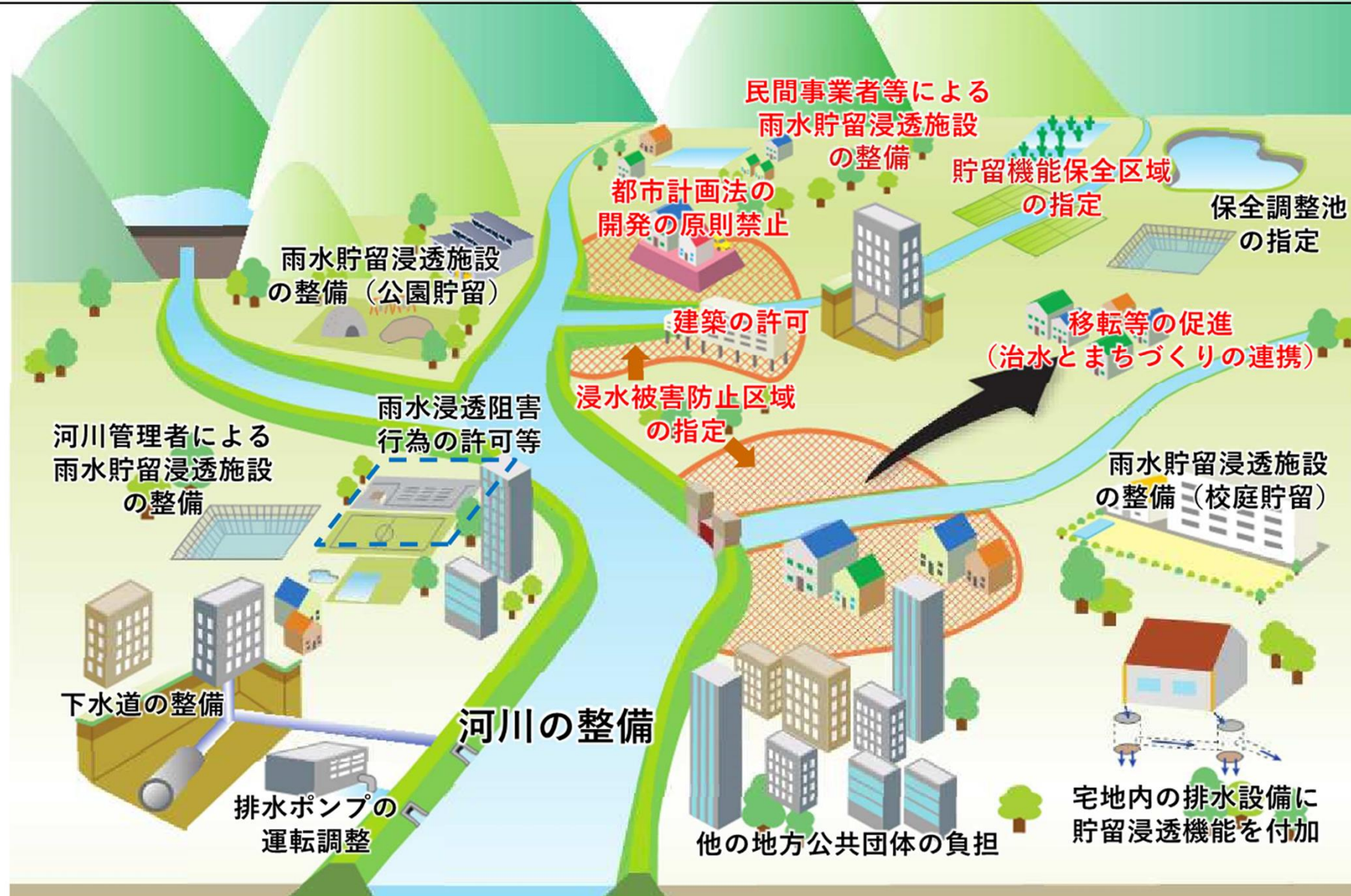
水防

流域対策



特定都市河川浸水被害対策法の改正

- 浸水被害対策の総合的な推進のための流域水害対策計画（河川管理者、下水道管理者、都道府県知事、市町村長が共同）の策定、**河川管理者等による施設整備の加速化、地方公共団体や民間事業者等による雨水貯留浸透施設の整備、雨水の流出を抑制するための規制、水害リスクを踏まえたまちづくり・住まいづくり**等、流域一体となった浸水被害の防止のための対策を推進



特定都市河川の指定要件の見直し

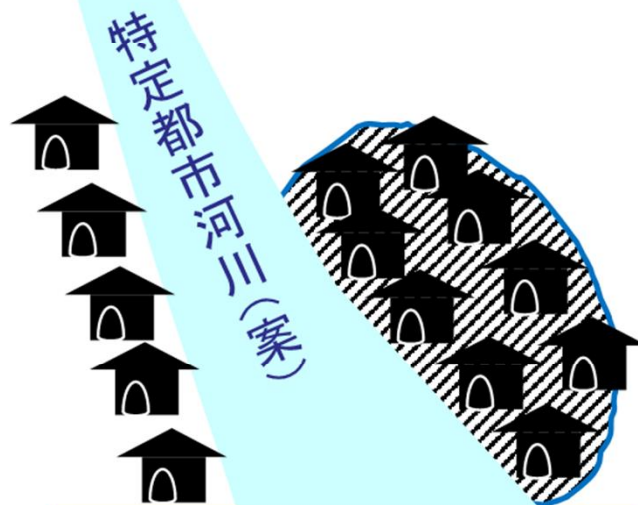
- 気候変動の影響による降雨量の増加により、**現行の特定都市河川の指定要件^(※)である「市街化の進展」**以外の**自然的条件等の理由により浸水被害防止が困難な河川**において、従来想定していなかった規模での水災が頻発。(※) 現行の特定都市河川の指定要件 = 河道整備等による浸水被害の防止が市街化の進展により困難な河川
- これらの河川についても**特定都市河川法の指定対象とし、流域一体となった浸水被害対策を講ずる必要。**

【改正概要】

特定都市河川の指定要件に、「**接続する河川の状況**」又は「**河川の周辺の地形等の自然的条件の特殊性**」により**河道等の整備による浸水被害の防止が困難な河川**を追加

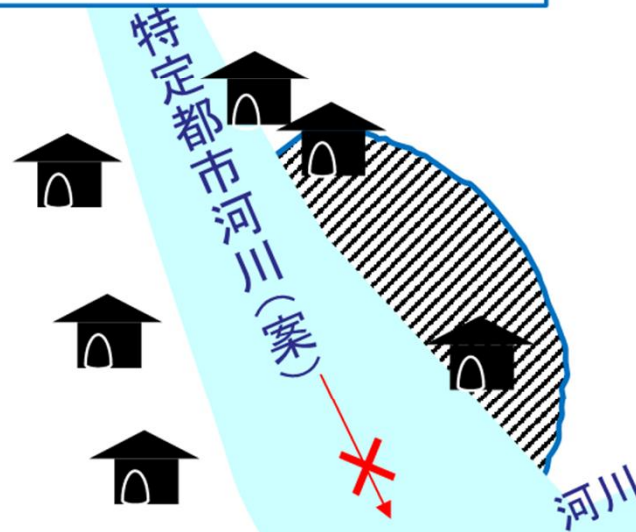
指定候補河川のイメージ(①から③のいずれか)

①市街化の進展



流域内可住地の市街化率が概ね5割以上

②接続する河川の状況



接続する河川の水位が高い際支川からの排水困難

③周辺地形その他の自然的条件



特定都市河川浸水被害対策法の概要

必須事項

流域水害対策協議会の設置 第6条(大臣指定) ※都道府県の協議会設置は任意(第7条)

流域水害対策計画の策定 第4条

(計画期間、基本方針、目標降雨、都市浸水想定、整備に関する事項、雨水貯留浸透設備計画の認定、土地の利用、貯留機能保全区域等の指定の方針、浸水被害拡大を防止するための措置 等)

【許可制】雨水浸透阻害行為の許可等 第30条～第43条

任意事項

【届出制】防災調節池の保全 第44条～第46条
(保全調節池の保全)

【届出制】河川沿いの土地が有する氾濫水等の貯留機能の保全 第53条～第55条
(貯留機能保全区域の指定)

【許可制】浸水する土地の開発・建築の制限 第56条～第76条
(浸水被害防止区域の指定)

雨水貯留浸透施設の整備促進

- ・地方公共団体への法定補助制度 第79条
- ・民間事業者等による計画認定制度 第11条～第16条

流域水害対策協議会の創設

気候変動による降雨量の増加を勘案し、特定都市河川流域における関係者一体となった水害対策を一層促進するため、「流域水害対策計画」の内容を見直し、流域の事業者や住民に密接に関連する事項を位置付けるとともに、計画の効果的な実施・運用体制の構築が必要。

【改正概要】

- 「流域水害対策計画」に雨水貯留浸透対策の強化（公共団体・民間による対策や緑地保全等）、浸水エリアとその土地利用等を新たに位置付け
- 見直し後の「流域水害対策計画」の効果的な実施・運用に当たり、流域関係者が参画する「**流域水害対策協議会**」制度を創設

【流域水害対策協議会のイメージ】



（協議会設置）

国土交通大臣指定河川：設置必須
都道府県知事指定河川：設置任意

（構成員）

- ・流域水害対策計画策定主体
- ・接続河川の河川管理者
- ・学識経験者その他の計画策定主体が必要と認める者

（協議事項の例）

- ・流域水害対策計画の作成に関する協議
- ・計画の実施に係る連絡調整

➡ **構成員は協議結果を尊重**

貯留機能保全区域制度の創設

- 河川沿いの低地や流域内の窪地など、過去より保全されてきた浸水の拡大を抑制する効用を保全するため、洪水や雨水を一時的に貯留する機能を有する土地について、都道府県知事等(政令市長、中核市長)が、市町村長からの意見を聴取し、土地の所有者の同意を得た上で、貯留機能保全区域として指定することができる。【できる規定】
- 区域内の土地において盛土、塀の設置等を実施する場合、事前に都道府県知事等に届出しなければならない。都道府県知事等は届出に対して必要な助言又は勧告をすることができる。
- 都道府県知事等は市町村長や土地の所有者の意見聴取により指定を解除することができる。

【貯留機能保全区域のイメージ】



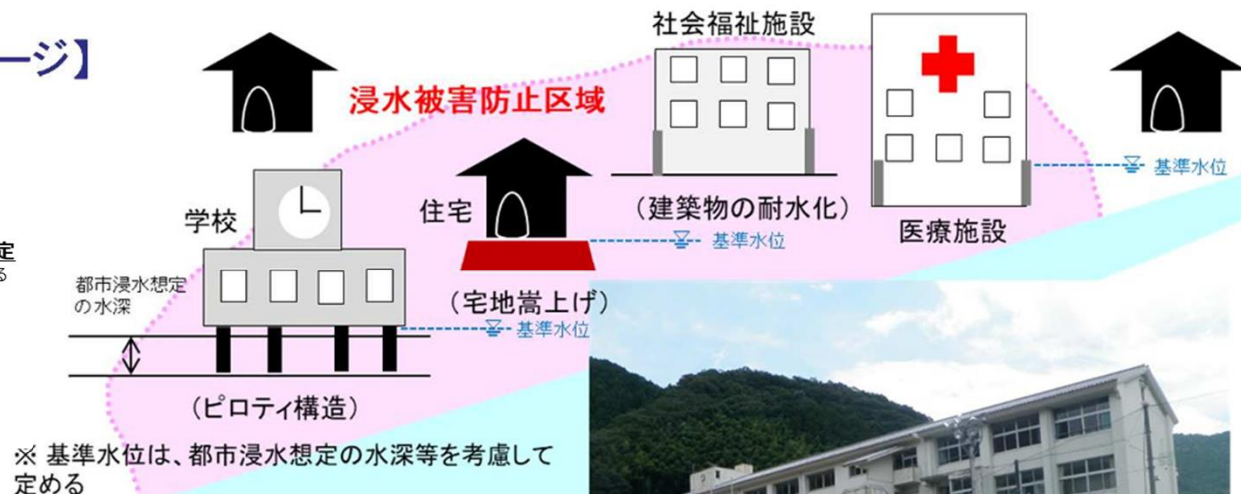
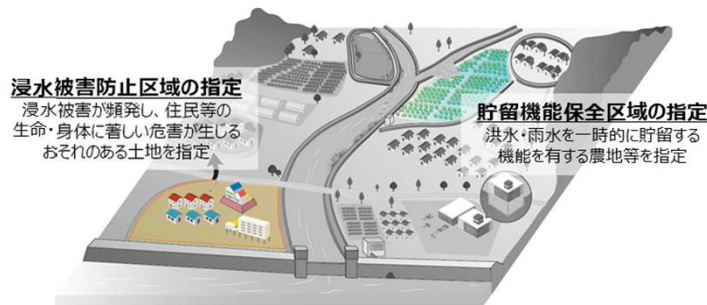
貯留機能保全区域の特例措置(固定資産税・都市計画税)

貯留機能保全区域として指定された土地に係る固定資産税及び都市計画税について、指定後3年間、課税標準を $2/3 \sim 5/6$ の範囲内で市町村の条例で定める割合とする特例措置がある。

浸水被害防止区域制度の創設

- **高齢者等の要配慮者の方をはじめとする人の生命・身体を保護するため**、洪水等が発生した場合に著しい危害が生ずるおそれがある区域を、**都道府県知事**が市町村長からの意見聴取等を実施した上で、「**浸水被害防止区域**」として**指定**し、**開発規制・建築規制**を措置することができる。【できる規定】
- 開発規制については、**住宅(非自己)・要配慮者施設等の盛土・切土等を伴う開発行為**を対象に、洪水等に対する土地の安全上必要な措置が講じているか等の**事前許可**が必要。
(あわせて都市計画法における開発の原則禁止の区域(レッドゾーン)に追加。また防災集団移転促進事業の移転対象区域に追加。)
- 建築規制については、**住宅(自己・非自己)、要配慮者施設等の建築行為**を対象に、居室の床面を基準水位以上、洪水等に対して安全な構造としているか等の**事前許可**が必要。
- なお、都道府県知事は河道又は洪水調節ダムの整備の実施などにより規制の必要がなくなったと認めるときは、浸水被害防止区域の指定を解除するものとする。

【浸水被害防止区域のイメージ】



ピロティ構造の事例

地方公共団体や民間事業者による雨水貯留浸透施設の整備促進

～①地方公共団体への法定補助制度の創設、②民間事業者等による計画認定制度の創設

気候変動による降雨量の増加を勘案し、特定都市河川流域において、地方公共団体や民間事業者等の流域関係者が一体となって、追加的な雨水浸透や貯留に係る取組を一層促進する必要。

【改正概要】

① 地方公共団体に対する法定補助制度や国有財産の活用制度創設

流域水害対策計画に基づく雨水貯留浸透施設を設置する地方公共団体（河川管理者及び下水道管理者を除く）に対し、法定補助制度を創設。また、普通財産である国有地の無償貸付又は譲与を措置

② 民間事業者等による雨水貯留浸透施設整備に係る認定制度創設

民間事業者が行う一定規模以上の容量や適切な管理方法等の条件を満たした雨水貯留浸透施設整備に係る計画認定制度を創設。認定事業者への施設設置費用に係る法定補助、地方公共団体による管理協定制制度等を措置

【①地方公共団体に対する法定補助制度等の概要】

- 【主体】 地方公共団体（河川管理者及び下水道管理者を除く）
【対象事業】 流域水害対策計画に基づく雨水貯留浸透施設の設置に係る事業
【補助率】 1/2 ※補助率は政令で規定予定
【その他】 国有地の無償貸付または譲与



【平常時】



【出水時】

【防災調整池】



【校庭を活用した貯留施設】

※土手整備により貯留容量を確保

【②民間事業者等による雨水貯留浸透施設整備に係る

計画認定制度の概要】

（計画への記載事項）

- ・雨水貯留浸透施設の位置、規模、構造・設備
- ・雨水貯留浸透施設の管理方法・期間
- ・雨水貯留浸透施設の設置に係る資金計画 等

民間事業者等

認定申請

認定

都道府県知事等

（認定の効果）

- ・国又は地方公共団体による費用補助
- ・管理協定締結に基づく地方公共団体による施設管理 等

特定都市河川における区域指定までの流れ

- 近年、気候変動の影響によりバックウォーター現象のおそれがある河川や狭窄部上流の河川等で水災害が頻発化していることを踏まえ、これまで政令指定都市をはじめとする都市部を中心に行われてきた雨水貯留浸透施設の整備や土地利用規制等の流域対策を、地方部も含む全国の河川で重点的に取り組むために流域治水関連法を整備。
- 土地利用規制等を含む流域水害対策計画に基づき実施される遊水地等の河川整備や雨水貯留浸透対策等のハード整備に対して、予算を重点化。また、税制優遇等の支援により、水災害リスクを踏まえたまちづくり・住まいづくりを推進。

■特定都市河川における区域指定までの主な流れ ※法律等に基づき実施

気候変動により災害が頻発

気候変動による降雨量の増加により、自然的条件等の理由で浸水被害防止が困難な河川において、従来想定していなかった規模での水災害が頻発

→ 流域一体となった浸水被害防止のための対策を推進



特定都市河川
指定

流域水害対策協議会
設置

流域水害対策計画
策定

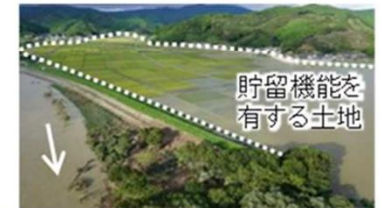
都市浸水想定等を踏まえて
区域を指定

ハード整備の加速化

- ・遊水地の整備 ・輪中堤の整備
- ・排水機場の機能増強
- ・貯留機能保全区域の周辺整備（二線堤等）
- ・河道掘削 など

貯留機能保全区域の指定

土地の貯留機能を将来にわたって保全する区域（できる規定）



浸水被害防止区域の指定

洪水が発生した場合に著しい危害が生じるおそれがある区域（できる規定）



浸水被害の危険が著しく高いエリアのイメージ

特定都市河川における支援制度(財政的支援)

- 流域の関係者による流域治水を推進するため、国、都道府県、市町村等からなる法定協議会を創設するとともに、様々な主体が流域水害対策計画に基づき実施する雨水貯留浸透対策を強化する。【流域治水関連法案】

■流域治水の計画・体制の強化

- 流域水害対策計画を策定する河川を現行法の都市部から地方部の河川にも拡大。
- 国、都道府県、市町村等の関係者からなる協議会を法定化するとともに、地方公共団体と民間による雨水貯留浸透対策を強化。

■流域における雨水貯留機能の強化

貯留機能保全区域を創設し、土地が有する保水・遊水機能を保全。

【平常時】



【出水時】



雨水貯留浸透施設の例(防災調整池)

■雨水貯留浸透施設整備に係る予算・税制支援制度

下線: 新規制度(令和3年度拡充)

[実施主体]	河川管理者・下水道管理者	左記以外の地方公共団体	民間企業等
	1/2 [防災・安全交付金等] (下水道)	1/3 [防災・安全交付金等] (河川)	1/3 [防災・安全交付金等] (河川・下水道) ^{※1}
[補助率等]	「特定都市河川浸水被害対策法に基づく特定都市河川流域」 または 「下水道法に基づく浸水被害対策区域」		
	1/2 [防災・安全交付金等] (河川)	<u>1/2 [個別補助事業]</u> (河川 ^{※2})	<u>1/2 [個別補助事業]</u> (河川 ^{※2} ・下水道 ^{※3}) <u>固定資産税の減免[特例措置]</u> (河川・下水道) <u>固定資産税について、課税標準を市町村の条例で定める割合(1/6~1/2)に軽減</u>

※1: 間接補助。但し地方公共団体が助成する額の1/2 等

※2: 都道府県等管理河川において、当該区間を管理する都道府県等が事業費の一部を負担する事業に限る。

※3: 浸水被害対策区域において、公共下水道管理者が事業費の一部を負担する事業に限る。

特定都市河川における支援制度(財政的支援)

■河川改修・排水機場等のハード整備

流域水害対策計画に位置付けられたメニューについて、**整備を加速化する**

■雨水貯留浸透施設の整備

流域で雨水を貯留・浸透させ、水害リスクを減らすため、**公共に加え、民間**による雨水貯留浸透施設の設置を促進する

<特定都市河川流域における主なハード対策>



個別補助事業の場合

	河川対策	流域対策
事業メニュー	河道掘削、堤防整備、遊水地の整備、輪中堤の整備、排水機場の機能増強 等	雨水貯留浸透施設※4、二線堤の整備 等
実施主体	河川管理者	都道府県、市町村、民間事業者 等
国庫補助率	1/2 (個別補助事業)	1/3 (通常) ⇒ 1/2 (個別補助事業)

※1 この他、特定都市河川で実施する事業を一部切り出す事業もある

※2 特定都市河川で実施する事業を切り出し、それ以外の事業は継続して実施

<雨水貯留浸透施設の例>



雨水貯留浸透施設の整備に係る支援制度

- 地方公共団体のみならず、民間による雨水貯留浸透施設の整備を促進
- 特に、特定都市河川流域等における官民による雨水貯留浸透施設の整備に係る支援制度を強化

雨水貯留浸透施設の例

①平時の利用(例:テニスコートとして)を可能とする事例

【平常時】

【出水時】



②敷地内の地下に貯留施設を設置した事例



＜交付金による支援＞(R3.4～)

予算:国の補助率:1/3 但し、民間企業等が実施する場合は、地方公共団体が助成する額の1/2

＜特定都市河川流域及び浸水被害対策区域※1での支援＞(R3.11～)

※1 下水道法に基づき公共下水道管理者である地方公共団体が条例で定める区域

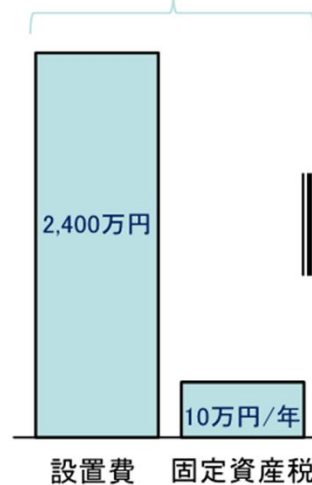
予算:国の補助率:1/2

税制:固定資産税の課税標準を市町村の条例で定める割合※2に軽減(3年)

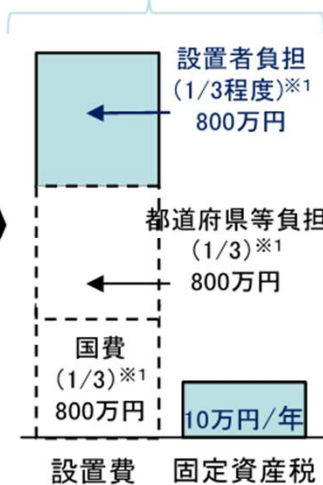
※2 1/3を参酌して、1/6～1/2の範囲

【貯留量800m³の調整池を整備した場合のイメージ(特定都市河川流域の場合)】

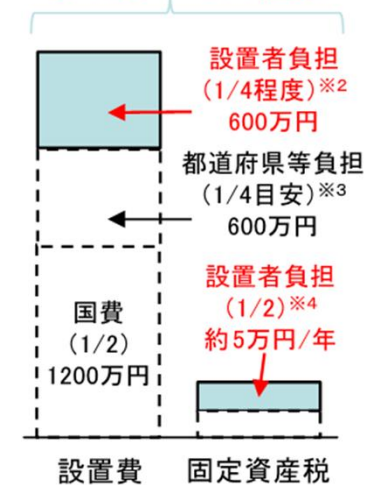
【支援無】
負担総額 2,410万円



【交付金による支援】
最小約810万円程度



【特定都市河川流域での支援】
最小約605万円程度



注)試算上の金額は全て仮の金額です

また、支援の適用に当たっては施設の規模等の要件があります

※1 国の補助金を最大限活用した場合(地方公共団体が設置費の2/3を助成する場合)としています

※2 一級河川の指定区間又は二級河川の区間に設置される場合の国の補助は1/4を目安に都道府県等が負担する場合に限るものであり、この場合、設置者負担は1/4程度となります

(一級河川指定区間外に設置される場合の国の補助における都道府県等の負担に関する規定はありません)

※3 ※2における都道府県等の負担額の5割について特別交付税措置を講じることとしています

※4 市町村条例において1/2の課税標準とした場合(参酌標準:1/3)としています